主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、本件買収計画の目的地が訴外Dの所有に属していた旨の原審の事実認定 を攻撃するに帰し、適法な上告理由に当らない(なお原審の事実認定は、その引用 した第一審挙示の証拠により、当審においても是認することができる。)。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七